○農林水産省令第　　号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一条の四第一項第四号及び第百九十一条の五第一項並びに森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（林地台帳の記載事項） 第百四条の二　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略） 四　その森林の土地の所有者の国籍等（自然人にあつてはその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、その旨を含む。次号イにおいて同じ。） 五　その森林の土地の所有者が法人である場合には、次のイ及びロに掲げる事項 イ　その代表者の氏名及び国籍等 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項 (1)　同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める法人である場合　当該国籍等 (2)　同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める法人である場合　当該国籍等 （台帳情報の提供） 第百四条の三　（略） 一～四　（略） 2　（略） 3　令第十条の規定により市町村が同条第一号から第三号までに掲げ	（林地台帳の記載事項） 第百四条の二　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略） （新設） （新設） （台帳情報の提供） 第百四条の三　令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。 一～四　（略） 2　（略） （新設）

る者（同条第一号に規定する森林の土地の所有者を除く。）に対し提供することができる事項は、法第百九十一条の四第一項第一号から第三号まで及び前条第一号から第三号までに掲げる事項とする。	
4　市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項（前項に規定する者に対しては、同項に規定する事項に限る。）を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。	3　市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
5　（略）	4　（略）
（公表することが適当でない事項） 第百四条の四　法第百九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第百九十一条の四第一項第一号並びに第百四条の二第四号及び第五号に掲げる事項とする。	（公表することが適当でない事項） 第百四条の四　法第百九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第百九十一条の四第一項第一号に掲げる事項とする。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。